

議案第 76 号

三次市営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

平成 29 年 9 月 8 日

三次市長 増 田 和 俊

三次市営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例（案）

三次市営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例（平成 16 年三次市条例第 179 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 項中「法第 113 条の 2 第 3 項」を「法第 113 条の 3 第 3 項」に改める。

附 則

この条例は、土地改良法等の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 39 号）の施行の日から施行する。